

空き家優良物件化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効活用及び流通の促進を図ることを目的に、空き家のリノベーションや家財の整理などを行う者に対し、その費用の一部を補助する空き家優良物件化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、氷見市補助金等規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 用語の定義は次のとおりとする。

空き家 人の居住又は使用に供されていない建築物（集合住宅を除く。）

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家(以下「補助対象建築物」という。)は次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること。
- (3) 補助金の交付の対象となる工事等(以下「補助対象工事等」という。)に、現に着手している建築物でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物を活用し、流通しようとする当該建築物の所有者
- (2) 補助対象建築物の所有者から当該建築物を借り受け、転貸しようとする者

2 補助対象者は、補助対象建築物を氷見市空き家情報バンク制度要綱(以下「要綱」という。)第4条第1項の規定による登録を行い、要綱第7条第1項の空き家利用希望登録者又は氷見市に賃貸するものとする。

3 補助対象者は、市のホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承しなければならない。

4 前項に基づく了承について、補助対象者が所有者と異なる場合は、あ

らかじめ所有者の同意を得なければならない。

5 補助対象者は、次のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 市税の滞納のある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者

(関係権利者との同意)

第5条 申請者が当該建築物の所有権の一部を有する場合は、所有権の過半の持ち分を有する者の同意で足りるものとする。

(補助対象工事等)

第6条 補助対象工事等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、活用又は流通させるために必要なものとして市長が認めるものに限る。

(1) リフォーム工事

(2) 家財の整理、撤去等

(工事等施工者の要件)

第7条 前条第1号の工事を施工する者は、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者(個人事業者を含む。)でなければならない。

(補助対象費用)

第8条 補助金の交付の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、補助対象工事等に要する費用とする。ただし、次の各号に掲げるものに係る費用は除く。

(1) 家具(カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものは除く。)、電化製品(エアコンを含む。)、暖房器具及び照明器具等の備品、インテリア雑貨等に係るもの

(2) 電信、電話及び通信等設備に係るもの(建物内の工事に係るものを除く。)

(3) 外構工事に係るもの

(4) 国、県又は本市の他の助成事業により当該補助の対象となる部分に係る工事等に要する費用に対して補助金の交付を受けているもの又は受ける予定のもの

(補助金の額等)

第9条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象費用の2分の1以内(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、1,000千円を限度とする。

(交付申請書の添付書類)

第10条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 補助金算出書(様式第3号)
- (4) 補助事業に要する費用の見積書
- (5) 補助事業の計画図面
- (6) 補助事業の着手前の状況を示す写真(補助対象建築物の全景写真及び補助対象工事等に係る部位ごとの写真)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第11条 規則第12条に規定する実績報告書(様式第4号)に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業に要した費用の内訳を示す書類
- (2) 補助事業に要した費用を支出したことを証する書類
- (3) 補助事業の実施中及び完了後の状況を示す写真(補助対象工事部位ごとの写真)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第12条 補助金の交付を受けた者が補助対象建築物を補助事業完了後10年以内に補助金の交付要件に合致しない用に供したと市長が認めるときは、別表により算出した補助金の全部又は一部に相当する金額について、期限を定めて返還を求めるものとする。ただし、活用方法等がまちの活性化等に資すると市長が認める場合はこの限りではない。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。